

(R8.10.1 以降起工分に適用)

電線共同溝台帳整備業務委託仕様書

電線共同溝台帳整備業務委託仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、福島県が管理する電線共同溝の台帳（以下「電線共同溝台帳」という。）の作成を委託に付す場合において適用される主要事項を示すものであり、本仕様書にないものは、すべて契約書、設計図書、福島県土木部共通仕様書（業務委託編）、に基づき実施しなければならない。

2 関係法規

受注者は、業務の施行にあたっては、この仕様書のほか、次の番号に掲げる関係法規等を守らなければならない。

- （１） 道路法・同施行令・同施行規則
- （２） 道路構造令・同施行規則
- （３） 測量法・同施行規則
- （４） 公共測量作業規程
- （５） 福島県財務規則

3 工程管理

受注者は、業務の施行にあたっては、監督員と密接に連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

4 地元民との交渉

受注者は、測量のため関係官公署及び地元民と交渉を要するとき、または、交渉を受けた場合は速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

5 現場管理

- （１） 受注者は、現地測量及び調査にあたっては、傷害、火災、その他の事故発生を未然に防止するとともに、労働基準法その他関係法規を守り、円滑にこれを行わなければならない。
- （２） 受注者は、業務の施行中事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに監督員に報告するものとする。

- (3) 業務の施行中に生じた事故に対しては、受注者はその責任を負い、損害賠償等の請求があった場合においても、一切その処理にあたるものとする。

6 成果品

- (1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子成果要領（案）：（以下、要領）」を福島県が策定した「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。

- (2) 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。

なお、電子による検査が困難な場合、発注者が A 3 版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。

- (3) 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。

なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。

- (4) 果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CAD ソフト付属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

7 納期

成果品の納期は、別に発注者が定めるものとし、受注者はこれを遵守しなければならない。ただし、納期内であっても、成果品のうち完成したものについては、提出を求めることがある。

8 業務完了後の訂正

受注者は、業務の完了後においても、誤測又は調査の失策不備が発見された場合は、責任をもって発注者の指示に従い速やかに訂正するものとし、これに要する費用は、受注者の負担とする。

9 業務内容（電線共同溝台帳整備業務）

・・・見積項目

9-1. 作業計画

資料の収集、作業方法、作業工程、作業班編成、使用機器等の検討を行い、業務計画書を作成する作業。

9-2. 資料収集

過年度に完成した竣工図等を収集する作業。

9-3. 調書作成

電線共同溝施設の入溝状況等を電線共同溝台帳に記載(転記)する作業。

9-4. 電線共同溝図面作成①・・・竣工図(CAD データ)を台帳化

電線共同溝工事の竣工図（電子成果）のデータを利用し、平面図、標準横断図、構造図を作成する作業。

※既に CAD データ（ベクターデータ）平面図されている図面の作成

9-5. 電線共同溝図面作成②・・・竣工図(ラスターデータ)からベクターデータ化

スキャニングされた電線共同溝工事の竣工図をベクターデータに移行し、統合した各葉の C A D データ（ベクターデータ）平面図を作成する作業。

※既存の紙ベースの竣工図から C A D （ベクターデータ）化した平面図を作成。

9-6. 成果品作成

平面図の成果品作成及び調書作成を行い、台帳の差し替えを行う作業。

9-7. 打合せ

当初、中間、成果品納入時の計 3 回を基本とする。（ただし、委託延長等が短い場合、当初、成果品納入時の計 2 回とする。）

10 その他

受注者は、業務の施行にあたって、この仕様書に疑義を生じた事項又は明記していない事項又は明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。